

## 一般相談支援事業者指摘事項

法	第76条の3	情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表	・障害福祉サービス等情報公表システムを通じ、障害福祉サービス等に係る情報を公表すること。
施行規則	第34条	業務管理体制の整備に関する事項の届出	・業務管理体制(法令等遵守)について、内容に変更があった場合は変更届を提出すること。
基準省令	第5条第1項、2項	内容及び手続の説明及び同意	・地域移行、地域定着支援の契約書について、変更があれば、随時訂正すること。 ・サービスの選択に資すると認められる重要事項について、事故発生時の対応を記載すること。 ・利用契約書について、サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について記載すること。 ・サービスの選択に資すると認められる重要事項について、従事者の勤務体制を最新のものに更新すること。
	第6条	契約支給量(契約内容)の報告等	・利用に係る契約をしたときは、その旨を市町に対し遅延なく報告すること。
	第15条	サービス提供の記録	・地域移行支援を提供したことについての利用者の確認を得ること。 ・地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を記録して利用者に確認してもらうためのサービス提供記録表を作成すること。
	第20条第1項	地域移行支援計画の作成等	・地域移行支援計画の様式や地域定着支援台帳を整備し、利用希望があった場合にすぐに対応できるような体制を整備しておくこと。 ・地域移行支援計画の作成に係る会議を開催する際は、地域移行支援計画作成会議として位置付けること。
	第22条、23条	障害福祉サービスの体験的な利用支援、体験的な宿泊支援	障害福祉サービスの体験的な利用支援や体験的な宿泊支援の委託契約書を作成すること。
	第27条	運営規程	・運営規程に定められている虐待防止のための措置について、対応の手続きをフローチャート等により具体的に定めること。 ・運営規程の相談支援専門員の人数を実態に合わせて作成すること。(変更届を忘れず行うこと。)
	第28条	勤務体制の確保等	・職員の勤務表については、職務時間、常勤非常勤の別、職名を明記したものを作成すること。
	第31条第1項	掲示等	・従業者の資格や勤務の体制など利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。

第32条第2項	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を従業者でなくなった後においても保持する旨を取り決めるため、従業者の雇用の際に、守秘義務に関する誓約書を取る。</li> <li>・個人情報利用同意書の内容について、一般相談支援事業所に訂正すること。</li> </ul>
第33条	情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援、地域定着支援の普及啓発に努めること。(ホームページ等)</li> </ul>
第35条	苦情受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付体制について、対応手続きをフローチャート等により具体的に定めること。</li> <li>・<u>苦情解決対応マニュアルを相談支援事業向けに作成し、文書保存期間を5年とすること。</u></li> <li>・<u>重要事項説明書に苦情相談窓口等の苦情解決のための必要な措置について記載すること。</u></li> </ul>
第36条	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の対応について、対応の手続きを具体的に定めること。</li> </ul>
第36条の2	虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>虐待の防止のための委員会を定期的開催したことが分かるようにすること。</u></li> <li>・<u>虐待防止対策委員会を定期的開催し、従事者に周知すること。</u></li> </ul>
第37条	会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地域移行支援所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</li> </ul>
第42条	地域定着支援台帳の作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域定着支援台帳を整備し、利用希望があった場合にすぐに対応できるような体制を整備しておくこと。</li> </ul>
第43条	常時の連絡体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域定着支援にかかる常時の連絡体制の確保の具体的方法について、指定申請時の状況と異なっていたため、現状を踏まえて検討し、併せて重要事項を記した文書の記載内容についても検討すること。</li> </ul>

※下線部はR4、5年の指摘事項